

会 議 録

1 会議名

第2回上越市子ども・子育て会議

2 議題（全て公開）

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の個別事業の進捗状況について
- (2) その他

3 開催日時

平成28年10月27日（木）午前10時から

4 開催場所

上越市教育プラザ201会議室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：高島会長、吉澤副会長、廣瀬委員、大嶋委員、代田委員、保倉委員、品川委員、椿委員、長島委員、柳澤委員、安田委員、石田委員、黒崎委員、中條委員、板垣委員、柳委員
- ・事務局：こども課 内藤課長、齋藤副課長、西山係長、滝澤主任
- ・関係課：保育課 秋山健康福祉部参事、健康づくり推進課 横山課長、外立保健師長、教育総務課 鈴木副課長、岩野主任、学校教育課 手塚副課長、市村係長

8 議事内容

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の個別事業の進捗状況について
事務局（滝澤主任）：（資料1により説明）

保倉委員：11ページの2番「こどもの家」の関係です。平成27年4月から、「こどもの家」が町内会に譲渡されたと認識しています。「こどもの家」が、町内会

館と併用して利用されることで、町内会が「こどもの家」の運営を継続し、町内会自らが管理人を配置して、子ども達の面倒をみているとも聞いています。実際、町内会自らが、管理人を配置している「こどもの家」は、どれくらいの数なのでしょうか。

事務局（内藤課長）：「こどもの家」につきましては、こども課の予算で「こどもの家事業」として管理員を配置し、管理員の勤務日数に応じて委託料を支払っております。なお、「こどもの家事業」を行っている施設は、37箇所あります。そのなかで町内会から推薦いただいた管理員に委託している施設は、平成27年度が33箇所、平成28年度に1箇所増えて34箇所あります。当面の間、「こどもの家の事業」は、市の事業として継続する予定であります。

保倉委員：町内会に譲渡してから、電話機の設置がない「こどもの家」があるとも聞いています。小学生では、携帯電話をもっていない子どもが多く、今後も事業を継続していくなかで、町内会に電話機の設置についてお願いして欲しいと思います。放課後児童クラブを利用している子どもも多いですが、「こどもの家」を利用している子どもも少なからずいます。また、放課後児童クラブの子どもと一緒に遊ぶことを楽しみにしているとも聞いています。電話での連絡という手段も必要な時があると思いますので、町内会に電話機の設置についてお願いして欲しいと思います。また、引き続き、こどもの家事業の継続をお願いしたいです。

板垣委員：1ページの「乳幼児健診事業」についてです。上半期の実績が9月末現在89.1%となっておりますが、昨日の新聞報道で、「所在がわからない。」、あるいは、「今は言えません。」などの「生後間もなくから安否が確認できていない。」という記事が載っていました。お聞きしたいのは、残った10.9%の子どもたちの状況について、未受診の理由とか、子どもの所在等を市として把握していますか。

健康づくり推進課（外立師長）：現在の受診率については、3か月健診、6か月健診、9か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診、全ての健診についての合計となっております。3か月、6か月、1歳6か月、3歳児健診におきましては、100%に近い

受診率となっていますが、6 か月健診と 9 か月健診については、医療機関へ委託している健診となっており、市が受診券を発行して受診していただくものです。現状の受診率は低いのですが、5 か月から 9 か月という受診対象期間に幅がありますので、今後増えていくものと思われま

次に、所在の不明なお子さんの話ですが、まずは、1 ページの 2 番目にあります「妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業」において、お子さんとご家族の状況を確認しています。また、受診の無かったお子さんのご家庭には、訪問や電話等で受診勧奨を行っており、今後も受診率の向上に努めてまいります。

板垣委員：私ども主任児童委員は、ご説明いただいたような細かな健診等の数値ではなく、「必ず、ここにいるんだ…」という確たる所在そのものを知りたいと思っております。虐待等の子どもが非常に増えてきているという認識でおり、まずは所在について確認をとるところからと思っておりますので、今後も引き続きお願いします。

高島会長：結論から言うと、今のところ所在のわからない子どもはいないという解釈でよろしいですか。

事務局（内藤課長）：昨年、国からの調査依頼がありました。すこやかにくらし支援室や市民課等関係課で行った結果では、当市では、所在のわからない子どもはいませんでした。また、今ほどの健診の話ですが、子どもの体調でどうしても決められた月に受診出来ない方もいれば、兄弟等が体調不良で、対象の子どもが受診できないこともあります。そういう方には、受診期間が過ぎましたというお知らせの葉書を送っています。半月なり、1 か月受診が遅れたとしても、そのまま受診していただけるものですので、引き続き、まずは受診を勧奨してまいります。

高島会長：受診率の出し方というのは、全ての健診を受けられた方が全て受けられた形になっているのですか。

健康づくり推進課（外立師長）：本年度の受診対象者数に対して、何名が受診したか

という算出になっております。

柳委員：6 ページの7 番「休日保育事業」についてです。今、年長さんの方もご利用されていますが、4 月に小学校へ入学してから、放課後児童クラブは日曜、祝日は開設していないので、預け先に困っている保護者の方がいるのではないかと思うのですが、その点についてどうお考えですか。

事務局（内藤課長）：保育園等に就園している場合は、確かに保育園の休日保育やファミリーヘルプ保育園を利用して、一時預かりをご利用いただき、預かりが出来る体制になっております。小学校に入学後、休日、祝日の小学校の特に低学年のお子さんにつきましては、土曜日は放課後児童クラブに行くことが出来るとしても、日曜日、祝日の預かりについて、私自身も心配なところがあります。今のところは、ファミリーサポートセンターをご利用していただくことで、お預かり出来る体制は整えてはありますし、実際、ご利用されていると今のところ認識しております。

柳委員：受け皿が、ひとつでもあるということは、安心なことだと思います。ただし、調べてみると、利用料金が高いということが分かりました。1 日働いたお給料分が、全て利用料にそのまま徴収されるような方もいるのかなと思います。そうすると、利用を躊躇して二の足を踏んでしまったりすると思います。このような制度があるのであれば、もうひとつ補助等を一枚絡めてくだされば、利用しやすくなると思っています。特に今は、パパの育児参加も積極的になってきています。

どうしてもパパとママの日曜日の予定が重なってしまうというのが、年に1 度か2 度はあるという家庭もあると思います。そういう時に、どちらかが予定を諦めるというようなことがないようにご支援していただきたいと思いますので、検討をお願いします。

石田委員：3 ページの5 番にある「保育料の軽減」について、上越市では保育料の軽減率が25%となっていますが、これは2 号認定児と3 号認定児が対象です。ここで問題なのが、新制度に移行しました認定こども園の1 号認定児の保護者負担額について、上越市は今、国基準の25,700 円の保育料であり、軽減率0%となってい

るところです。園の施設規模により、一部運営費補助というかたちで、市から補っていただいておりますが、新潟県内では、上越市の保育料が最高値となっております。逼迫する上越市の財政状況も理解はしておりますが、「子育てするなら上越市」と言われているわけでもありますし、やはり検討は継続していただきたいです。

当園に保護者の方から「保育料について教えて欲しい。」という問い合わせがありました。長岡市から転入されてきた1号認定児の保護者の方で、今まで長岡市の園に通園されていて17,800円でした。上越市に転入され、当園に入園しましたが、保育料が25,700円になったのです。保育料が高くなったというお問い合わせだったのですが、「新制度になり、当園ではなく、上越市が保育料を定めているのです。」と説明し、新潟市、長岡市、村上市、新発田市等の市町村格差についても説明させていただきました。

もうひとつ私の立場から情報提供としまして、今後、全国的には、私立保育園が認定こども園へ移行していく動きがあります。新潟市では10園～11園が、幼保連携型に移行していくと聞いております。私立保育園であれば、今後1号認定児と2号、3号認定児との格差が顕著になってまいります。1号認定児において25%とは言いませんが、せめて10%、20%と保育料の軽減策をしていただかないと、保護者、ひいては園、特に給食費分について満額を負担していることになっていきますので、ぜひすっきりとクリアなかたちで答えを出していただきたいと思っておりますし、継続審議を要望します。

高島会長：この件については、懸案事項になっておりますが、対応状況はどうなっていますか。

教育総務課（岩野主任）：当初から、懸案事項となっております認定こども園については、新制度が始まってから保育料についてご相談させていただいているところです。年内に、またご相談させていただきたいと協議の準備を進めている現状であります。一方で、旧制度の就園奨励費という事業もありますので、単純に1号認定児だけを切り出せない実情もあります。通常の保育園ではありえませんが、認定こども園には、第1号認定児と第2号認定児が混在するという状態のなかで、在園している保護者から保育料が高いので、「認定を変えたい」という希望があることは認識して

います。保育の認定と教育の認定において、整合性が取れていないということについて、十分把握しております。今後も、1号認定児、2号認定児、3号認定児と各水準について検討を継続してまいります。

高島会長：私たちも分からないことなので、お聞きすることで理解を深めていきたいと思えます。

柳委員：12ページの9番「放課後児童クラブ」についてです。余裕教室を利用して校内への移転等が進んでいるということは大変良いことだと思います。最近のニーズは把握していないのですが、長期休暇のニーズは高いと思っています。長期休暇の利用について、もう一歩弾力的に事業を進めて考えて欲しいと思っています。1時間程の勉強時間のほか、静かに読書して1日をお部屋で過ごすというのは、特に低学年の子どもにはきついことだと思います。たとえば、上越教育大学の学生さん達からボランティアをお願いして、空きスペースもあることから運動したり、レクリエーションをしたりすることで、働くパパやママも笑顔で帰ってくる子どもに安心をすと思えます。

学校教育課（市村係長）：長期休暇のみ利用する児童が700人以上という状況です。

長期休暇の児童数の増加は夏休みが主となりますが、学校側と協議を行い、体育館や余裕教室の確保、近くの公共の施設等を利用し、子どもたちの安全の確保を行いながら、実施しているところです。また、夏休み期間中は、学校に配属されている介護員さん、教育補助員さんからもご協力を頂き、適切な人員を配置している状況です。今後、上越教育大学の学生達等にご協力をいただけるか検討していきたいと思えます。

高島会長：少しずつニーズに合わせて、改善していただいているようですし、今後もお願ひします。

保倉委員：同じく「放課後児童クラブ」についてです。エアコンの設置状況について、教えてください。

学校教育課（市村係長）：全ての児童クラブに設置済です。ただし、効きが悪い等の年度中の修繕については、対応できない箇所が中には出てくる場合もあるかと思えます。

高島会長：熱中症等もありますので、ぜひ対応をお願いいたします。

板垣委員：18 ページの「安全教室」についてです。平成 27 年度の実績では、ほとんどの幼稚園、保育園、認定こども園で実施となっています。昨年度 3 月の主任児童委員の会議の席で、市民安全課の課長から「28 年度は検討させて欲しい。」という説明がありました。その後、本年度 7 月頃に改めて問い合わせたところ、「今年度は実施しません。」という回答でした。実際には、「いかのおすし」ということで実施されているものです。私ども主任児童委員のなかでも、マンネリ化について話しております。一昨年には、民生児童委員宛に「子ども安全教室に参加しませんか」というプリントも作っていただき、参加しましたが子どもたちに「いかのおすし」が浸透していると感じました。上半期の実績というところでは、実施園が 4 園となっています。そのほかは、要望がなかったということなのではないでしょうか。今後の方向性、今後の取り組み状況について教えていただきたい。

事務局（こども課長）：本日の会議では、市民安全課が出席しておりませんので、ここでの回答はできませんが、後日回答させていただきます。

代田委員：19 ページの 3 番「交通安全教室」に関することです。先日、実体験がありましたのでお伝えします。下校に同行する機会があり、ある子どもが、ペットボトルを蹴ったら、通行中の車のフロントガラスにあたってしまい、少し傷がついてしまいました。もちろん、運転手が降りてきて、「わざとやったのか」とか、「名前は」、「学校は」、「家族の名前は」といろいろと聞いてきました。子どもは、動揺してしまって何も言えないでいました。その時に、交通安全ということで、気をつけることを教えることは勿論大事であり、大切なのですが、「事故にあったら…」、「何かに巻き込まれたら…」、というような対応策を教えることも交通安全教室に含め

て欲しいと思いました。親である保護者が教えていくことが当たり前なのですが、交通安全教室の中でも、教えていただきたいと思いました。大人の私でも、一緒に現場にいて、驚いて動揺してしまったくらいなので、子どもであれば尚更だと思うのです。

高島会長：さきほどの安全教室と同様に、何か対策はいかがでしょうか。

事務局（内藤課長）：貴重な体験談を教えていただきまして、ありがとうございます。自分がしてしまった不用意なことで、迷惑をかけることがあるということも教えつつ、保護者からの教えだけでなく、教室のなかで、子どもたちに教え伝えていくことがないか等、担当に伝えます。

（2）その他について

保育課（秋山参事）：来年度の市内保育施設の状況が変更になりますので、委員の皆さまに報告いたします。平成29年4月に私立の吉川保育園、公立の旭保育園、吉川中央保育園を統合し、社会福祉法人吉川福祉会が運営する「よしかわ保育園」が開園する予定となっております。この保育園の認可定員は85人を予定しておりますが、29年度の入園申込者数を見定めたいうえで、改めて利用定員につきましては、子ども・子育て支援法第31条第2項に基づき、来月2月に予定されている本会議にお諮りさせていただきます。また、市内には病院や高齢者施設において、従業員のお子さんを預かる事業所内保育所が6か所あります。このうち、1事業所から従業員のお子さんのほか、0歳から2歳までの地域の子どもを受け入れる19人以下の「小規模型事業所保育事業」に29年4月から移行したいという申し出がありました。保育課と致しましては、3歳未満児の入園希望が多く、かつ今後もその傾向が続くと思われることから、現在、法人との協議を始めたところであり、今後、協議が整い、新制度に基づく事業所内保育事業として市が認可する場合は、同じく2月開催予定の本会議で利用定員についてお諮りしたいと考えております。

高島会長：現在、吉川中央保育園、旭保育園、吉川保育園をあわせてお預かりして

いるお子さんの人数はどれくらいですか。

保育課（秋山参事）：吉川中央保育園が 25 人、旭が 16 人、私立吉川保育園が 47 人であり、合計 88 人となっています。

高島会長：事業所内保育所については、認可という取扱いになっているのでしょうか。

保育課（秋山参事）：県に届け出をしている事業所です。

石田委員：連携施設の確保はされているのですか。

保育課（秋山参事）：連携施設がなければ、申請自体ができないことになっておりますので、連携施設が必要です。今はまだ、法人からご相談があったという情報提供を皆さまにさせていただいている状況ですのでご了承ください。

9 問合せ先

健康福祉部こども課企画管理係 TEL：025-526-5111（内線 1221）

E-mail：kodomo@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。